

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

制 定 平 26. 3. 19 規則 1

最近改正 令 5 . 7. 25 規則 6

(趣旨)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 3 4 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号。以下「条例」という。)第 38 条の 2 の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 条例第 3 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 4 第 3 項に規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び大和川右岸水防事務組合事務一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 2 年大和川右岸水防事務組合条例第 1 号）第 2 条の規定により採用された職員（以下「一般職の任期付職員」という。）以外の職員（以下「常勤の職員」という。）で課長級以上の職にある職員とする。

(手当額)

第 3 条 条例第 38 条の 2 第 3 項の管理者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第 38 条の 2 第 3 項第 1 号に該当するもの

	常勤の職員	一般任期付職員	定年前再任用短時間勤務職員
事務局長の職にある職員	10,000円	8,500円	7,500円
課長級の職にある職員	8,500円		

(2) 条例第 38 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するもの

	常勤の職員	一般任期付職員	定年前再任用短時間勤務職員
事務局長の職にある職員	5,000円	4,300円	3,800円
課長級の職にある職員	4,300円		

2 条例第 38 条の 2 第 3 項第 1 号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

(支給日)

第 4 条 管理職員特別勤務手当は、特別な事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第 2 項の規定を受ける職員に対する第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあ

るのは「に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

附 則（平 26. 3. 19 規則 1）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 3. 23 規則 1）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 3. 24 規則 5）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 11. 20 規則 4）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 7. 25 規則 6）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定を適用する。